

消費税法施行令及び租税特別措置法施行令に基づく 税関官署の管轄及び税関官署の長に委任される権限 を制限する範囲を定める掲 示

消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の6第1項第2号及び同条第2項並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第46条の8の7第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任される権限を制限する範囲について、令和4年4月1日から次のように適用することとしたので、消費税法施行令第18条の6第3項及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第3項の規定により公告する。

1. 消費税法施行令第18条の6第1項第2号及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第1項第2号に基づく税関官署の管轄

税関官署の管轄については、「関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号に掲げる税関官署の管轄を定める掲 示」（令和4年3月24日掲 示第82号）の別表のとおりとする。

2. 消費税法施行令第18条の6第2項及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第2項に基づく権限を制限する範囲

消費税法施行令第18条の6第2項及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第2項に基づき、次の各号に掲げる税関出張所の長については、消費税法施行令第18条の6第1項第2号及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第1項第2号に掲げる権限を委任しないこととする。

- (1) 神戸税関六甲アイランド出張所
- (2) 神戸税関ポートアイランド出張所